

平成 21 年 6 月 12 日
財 務 局

入札契約制度改革の一環として

「工事請負契約設計変更ガイドライン」を策定しました

東京都は、公共工事における適正な価格の形成、良好な品質の確保等を実現していくため、入札契約制度改革研究会を設置し、入札契約制度改革に取り組んでいます。

平成 20 年 9 月の入札契約制度改革研究会の第一次提言において、「工事施工の条件、発注者と受注者の責任負担の一層の明確化」が提示されました。

このたび、この提言を踏まえ、工事施工に際して施工条件等に変更が生じた場合の、設計変更の対象事項や手続き等を明らかにした「工事請負契約設計変更ガイドライン」を策定しました。

[工事請負契約設計変更ガイドライン（概要版）\(PDF\)](#)

[工事請負契約設計変更ガイドライン（平成 21 年 6 月）\(PDF\)](#)

問合せ先

財務局経理部契約調整

03-5321-1111（代表） 内線 26-110

財務局建築保全部技術管理課

03-5321-1111（代表） 内線 27-630

「工事請負契約設計変更ガイドライン」の概要

平成21年6月12日
東京都財務局

目 的

本ガイドラインは、設計変更の対象事項や必要な手続などを明らかにすることにより、必要な設計変更を適切に行い、もって、公共工事の品質確保を図るため策定したものである。

1 設計変更の基本

(1) 設計変更の基本的な考え方

やむを得ない事情により設計図書と現場等に差異が生じた場合、当該工事との一体性を損ねない範囲において設計変更を行う。

(2) 設計変更の対象事項

- ① 条件変更等に伴う設計変更(約款第17条)
- ② 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更(約款第18条)
- ③ 受注者の責によらない事由による工事の一時中止(約款第19条)

(3) 設計図書の確認

受注者は、工事の施工に当たり、約款第17条第1項に該当する事項を発見したときは、直ちに監督員に通知し、その確認を請求する。
発注者は、直ちに調査し速やかに調査結果を受注者に通知する。

(4) 設計変更の留意点(設計変更ができない場合)

- ① 約款第17条から第23条までに定められた手続を経していない場合
- ② 正式書面によらないで施工した場合
- ③ 発注者と協議を行わず、受注者の独自の判断で施工した場合
- ④ 発注者と受注者の協議が調わない時点で施工した場合

(5) 設計変更の手続き

受注者が、約款第17条第1項に該当する事実を発見した場合は、本文記載の流れ図に従い手続を行う。

※ 約款: 工事請負契約に係る標準契約書の約款

2 設計変更の対象となる具体的な事例

対 象 事 項	事 例
1 図面と仕様書が一致しない (優先順位が定められている場合を除く。) (約款第17条)	◇図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致しない。 ◇平面図と断面図の寸法、材料名等の記載が一致しない。
2 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある (約款第17条)	◇工事施工の制約条件である、土質に関する条件明示がない。 ◇工事施工上必要な材料仕様について、明示がない。
3 設計図書の表示が明確でない (約款第17条)	◇土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確である。 ◇水替工について、作業時又は常時排水などの運転条件等の明示がない。
4 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が相違する (約款第17条)	◇設計図書に示された土質が、現場条件と一致しない。 ◇設計図書に示された交通整理員の人数等が、道路使用許可の内容と一致しない。
5 予期することのできない特別な状態が生じた (設計図書で明示されていない施工条件について) (約款第17条)	◇施工中に地中障害物が発見され、撤去が必要となった。 ◇施工中に埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった。 ◇工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった。
6 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更 (約款第18条)	◇周辺住民との協議により、変更する必要がある。 ◇関係官公署の行政指導により、変更する必要がある。 ◇関連工事との調整により、変更する必要がある。
7 受注者の責によらない事由による工事の一時中止 (約款第19条)	◇設計図書に定められた着手時期に、受注者の責によらず施工できない。 ◇関係官公署等の協議が未了のため、施工できない。 ◇管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された。

3 仮設の設計変更

(1) 仮設の基本的な考え方(約款第1条第3項)

「施工方法等」については、受注者がその責任において定める「任意仮設」が原則である。
一方、関係官公署との協議等により、「施工方法等」を指定する必要がある場合は、設計図書に仮設の構造、規格、寸法等を明示し「指定仮設」とする。

(2) 仮設の設計変更の留意点

任意仮設は、原則として設計変更の対象としない。ただし、「施工方法等」を選定するために必要な条件に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。指定仮設は、設計変更の対象とする。

工事請負契約設計変更ガイドライン

平成 2 1 年 6 月

東 京 都

工事請負契約設計変更ガイドラインの策定に当たって

公共工事は、多様な制約条件の下で個別に設計・施工を行い、多岐にわたる目的物を完成させるものである。

発注者は、工事を円滑かつ適切に実施するため、工事施工上の制約となる施工条件を仕様書等に明示し、発注者と受注者の役割分担を明確にするとともに、施工条件が変わった場合の措置を明確にする必要がある。

工事請負契約に係る標準契約書の約款（以下「契約約款」という。）第17条（条件変更等）に、施工条件が変わった場合等の確認手続き、設計図書の変更等について定めているが、「施工条件の明示が不十分」及び「変更手続きの認識不足」などの理由により、設計変更が適切に行われていないとの意見もある。

このことから、設計変更の対象事項や設計変更に必要な手続きなどを明らかにすることにより、必要な設計変更を適切に行い、もって、公共工事の品質確保を図るため、本ガイドラインを策定したものである。

目 次

1. 設計変更の基本	・・・P.1
(1) 設計変更の基本的な考え方	・・・P.1
(2) 設計変更の対象事項	・・・P.1
(3) 設計図書の確認	・・・P.2
(4) 設計変更の留意点（設計変更ができない場合）	・・・P.3
(5) 設計変更の手続き	・・・P.4
2. 設計変更の対象となる具体的な事例	・・・P.5
(1) 図面と仕様書が一致しない	・・・P.5
(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある	・・・P.5
(3) 設計図書の表示が明確でない	・・・P.6
(4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が相違する	・・・P.7
(5) 予期することのできない特別な状態が生じた	・・・P.8
(6) 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更	・・・P.9
(7) 受注者の責によらない事由による工事の一時中止	・・・P.10
3. 仮設の設計変更	・・・P.12
(1) 仮設の基本的な考え方	・・・P.12
(2) 仮設の任意と指定	・・・P.12
(3) 仮設の設計変更の留意点	・・・P.13
4. 関 連 資 料	・・・P.14
関連資料－1 施工条件明示の手引き（抜粋）	・・・P.15
関連資料－2 契約約款（抜粋）	・・・P.18

1. 設計変更の基本

(1) 設計変更の基本的な考え方

工事の施工は、設計図書に基づいて施工すべきであるが、真にやむを得ない事情により設計図書と現場等に差異が生じた場合、当該工事との一体性を損ねない範囲において設計変更を行うこととし、その結果、請負金額や工期に変更が生じた場合は、契約変更を行う。

(2) 設計変更の対象事項

契約約款において、条件変更等に伴う設計変更の対象事項は契約約款第17条（条件変更等）に、発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更は契約約款第18条（設計図書の変更）に、また、受注者の責によらない事由による工事の一時中止については契約約款第19条（工事の中止）に規定している。

契約約款第17条第1項（条件変更等）（抜粋）

○ 乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

契約約款第18条（設計図書の変更）（抜粋）

○ 甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。

契約約款第19条第1項（工事の中止）（抜粋）

○ ～乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるとき又は第17条第1項の事実についての確認が、甲乙間で一致しない場合において、乙が工事を施工することができないと認められるときは、甲は、工事の中止について直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

注) 発注者を「甲」、受注者を「乙」という。

○設計変更の対象となる事項

設計変更の対象事項	契約約款
1. 図面と仕様書が一致しない (優先順位が定められている場合を除く。)	第17条第1項第1号
2. 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある	第17条第1項第2号
3. 設計図書の表示が明確でない	第17条第1項第3号
4. 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が 相違する	第17条第1項第4号
5. 予期することのできない特別な状態が生じた (設計図書で明示されていない施工条件について)	第17条第1項第5号
6. 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更	第18条
7. 受注者の責によらない事由による工事の一時中止	第19条

(3) 設計図書の確認

受注者は、工事の施工に当たり、契約約款第17条第1項に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、発注者にその確認を請求しなければならない。

発注者は、受注者から確認を請求された場合、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

(4) 設計変更の留意点（設計変更ができない場合）

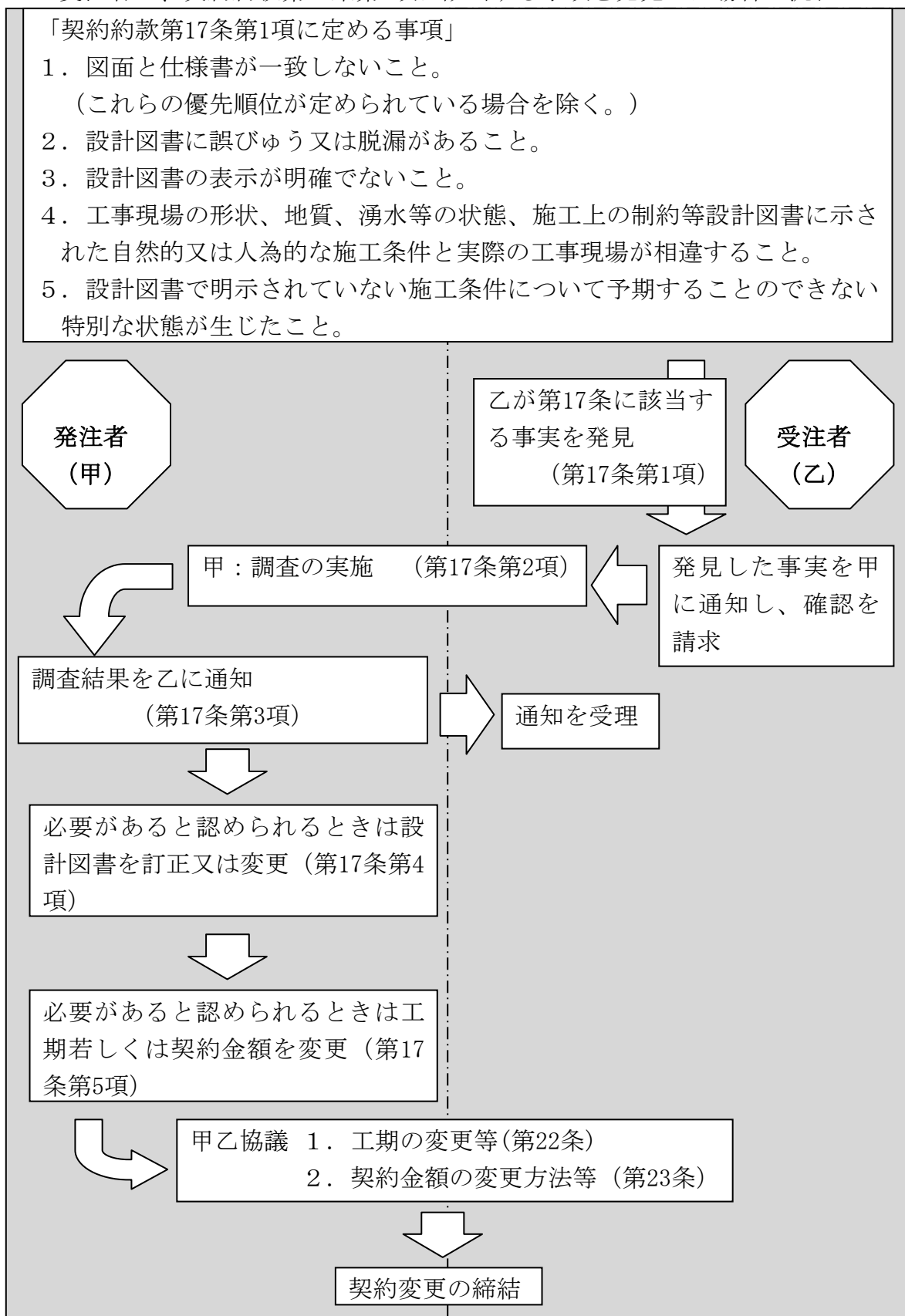
次の場合は、原則として設計変更ができないので留意すること。

（契約約款第25条（臨機の措置）により施工した場合を除く。）

- ① 契約約款第17条から第23条までに定められた手続きを経していない
場合
- ② 正式書面によらないで施工した場合（口頭のみ指示・協議等）
- ③ 設計図書に条件明示のない事項について、発注者と協議を行わず、
受注者が独自の判断で施工した場合
- ④ 発注者と受注者の協議が調わない時点で施工した場合

(5) 設計変更の手続き

受注者が、契約約款第17条第1項に該当する事項を発見した場合の流れ



2. 設計変更の対象となる具体的な事例

(1) 図面と仕様書が一致しない

契約約款第17条第1項第1号

- 図面と仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(説 明)

- ◇ 受注者は、図面と仕様書が一致しない場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。

(事 例)

- ◇ 図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合
- ◇ 平面図と断面図の寸法、材料名、仕様等の記載が一致しない場合等

(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある

契約約款第17条第1項第2号

- 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(説 明)

- ◇ 受注者は、設計図書に誤びゅう又は脱漏があると思われる場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。

(事 例)

- ◇ 工事施工の制約条件である、土質に関する条件明示がない場合
- ◇ 工事施工の制約条件である、地下水位に関する条件明示がない場合
- ◇ 工事施工上必要な材料仕様について、明示がない場合等

(3) 設計図書の表示が明確でない

契約約款第17条第1項第3号

- 設計図書の表示が明確でないこと。

(説 明)

- ◇ 受注者は、設計図書の表示が明確でない場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。

(事 例)

- ◇ 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- ◇ 水替工について、作業時又は常時排水などの運転条件等の明示がない場合等

(4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が相違する

契約約款第17条第1項第4号

- 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違すること

(説 明)

- ◇ 設計図書に明示されている施工条件と実際の工事現場の施工条件が相違する場合は、工事の施工方法や工事目的物を変更する可能性があるため、発注者に相違する事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。

(事 例)

- ◇ 設計図書に示された土質が、現地条件と一致しない場合
- ◇ 設計図書に示された地下水位が、現地条件と一致しない場合
- ◇ 設計図書に示された交通整理員の人数等が、道路使用許可の内容と一致しない場合等

(5) 予期することのできない特別な状態が生じた

契約約款第17条第1項第5号

- 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

(説 明)

- ◇ 設計図書に施工条件として明示されていないが、工事实施の前提となる事項について、契約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合は、発注者に発生事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。

(事 例)

- ◇ 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合
- ◇ 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合
- ◇ 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった場合等

(6) 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更

契約約款第18条

○ 甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(説 明)

- ◇ 発注者は、住民要望、周辺環境等の与条件を十分に検討した上で、工事を発注しているが、発注後の事情変化により、設計図書を変更する必要があると認める場合、発注者は変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

(事 例)

- ◇ 周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合
- ◇ 関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認める場合
- ◇ 関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合
- ◇ 施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合等

(7) 受注者の責によらない事由による工事の一時中止

契約約款第19条（抜粋）

- （略）乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるとき又は第17条第1項の事実についての確認が、甲乙間で一致しない場合において、乙が工事を施工することができないと認められるときは、甲は、工事の中止について直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 甲は、（中略）工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場等を維持するために増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(説 明)

- ◇ 受注者の責に帰すことができない事由により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められる場合は、発注者は工事を一時中止させなければならない。
- ◇ 発注者は、工事を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工事現場等を維持するための費用等を負担しなければならない。

(事 例)

- ◇ 設計図書に定められた着手時期に、乙の責によらず施工できないため、工事を一時中止した場合
- ◇ 関係官公署等の協議が未了のため、工事を一時中止した場合
- ◇ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定されたため、工事を

一時中止した場合

◇ 受注者の責によらないトラブル(地元調整等)が生じたため、工事を

一時中止した場合

◇ 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）ため、工事を

一時中止した場合等

3. 仮設の設計変更

(1) 仮設の基本的な考え方

工事目的物を完成させるために必要な仮設及び施工方法その他一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、受注者がその技術力等を発揮するところであり、施工主体である受注者の責任による自主的な選択が原則である。

一方、受注者の自主的な選択を制限する必要がある場合は、設計図書等に特別の定めを明示し、「施工方法等」を指定することができる。

契約約款第1条第3項

- 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

(2) 仮設の任意と指定

ア 任意仮設

発注者は、設計図書等に、仮設の構造、規格、寸法、施工方法等を決定するために必要な条件のみを明示する。受注者は、明示された条件に基づき、その責任において自主的に仮設、施工方法等を選択し、安全性の確認等、必要な検討を行い施工する。

イ 指定仮設

関係官公署等との協議や第三者との調整等により、「施工方法等」を指定する必要がある場合は、発注者は設計図書等に仮設の構造、規格、寸法、工法等の特別な定めを明示し、指定する。

(指定する場合の事例)

- ◇ 関係官公署との協議により制約条件のある場合
- ◇ 特許工法又は特殊工法を採用する場合
- ◇ その他、環境対策等、第三者に特に配慮する必要がある場合
- ◇ 他の工事等に使用するため、仮設物を工事完成後も存置する必要がある場合等

(3) 仮設の設計変更の留意点

任意仮設は、受注者がその責任において定めるものであり、原則として設計変更の対象としない。ただし、設計図書に明示された「施工方法等」を選定するため、必要な条件に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

なお、指定仮設は、設計変更の対象とする。

4. 関連資料

関連資料－1 施工条件明示の手引き（抜粋）

関連資料－2 契 約 約 款 （抜粋）

施工条件明示の手引き (抜粋)

施工条件明示について

施工条件の明示は、公共工事の公正な請負契約の根幹を成すものであり、特記仕様書等に適切に明示する必要がある。

施工条件の明示事項

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容及び成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 関連する設備工事の機器の総合試運転及び調整期間を全体工期から差し引いた概成工期を設定して発注する場合は、その工期 6. 工事着手前に土壌調査、地下埋設物等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間
用 地	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 受注者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして所有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
環 境 対 策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う環境対策（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等 3. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 4. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 5. 周辺住民の要望や関係官公署の指導等により、特別の環境対策を必要とする場合は、その内容
安 全 対 策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通誘導員、警戒船の配置及び交通安全施設等を指定する場合は、その内容 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 発破作業等の保全設備及び保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容

明 示 項 目	明 示 事 項
工 事 用 道 路	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事中資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮道路の設置期間及び工事終了後の処置(存置又は撤去) (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮 設	1. 土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設の設計条件を指定する場合は、その内容
建 設 副 産 物	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場等を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工 事 支 障 物 等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
薬 液 注 入 関 係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長と注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
そ の 他	1. 工事中資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事中電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等 10. 改修工事等で既存躯体の補修を行う場合は、その内容

契約約款（抜粋）

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、設計図書（別添の図面及び仕様書（この契約の締結時において効力を有する工事標準仕様書が別に存在する場合は、これを含む。）をいう。以下同じ。）に従い、日本の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完了し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その契約代金を支払うものとする。この場合において、工期が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日は、この日数に算入しない。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(条件変更等)

第17条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面と仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違すること。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を乙に通知しなければならない。

4 前項の調査の結果、第1項の事実が甲乙間において確認された場合は、甲は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第18条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第19条 工事用地等の確保できない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるとき又は第17条第1項の事実についての確認が、甲乙間で一致しない場合において、乙が工事を施工することができないと認められるときは、甲は、工事の中止について直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止について乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場等を維持するために増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

第20条 乙は、自己の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完了することができないときは、その理由を明示して、甲に工期の延長を請求することができる。

(甲の請求による工期の短縮等)

第21条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を乙に請求することができる。

2 甲は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期とすることを乙に請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を

変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更等)

第22条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(契約金額の変更方法等)

第23条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。

2 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

3 前2項の協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

工事請負契約設計変更ガイドライン

平成21年6月発行

編集：財務局経理部総務課

TEL03-5321-1111（代表） 内線26-110

財務局建築保全部技術管理課

TEL03-5321-1111（代表） 内線27-630